

栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領運用基準

(平成 21 年 3 月 26 日制定)

(平成 21 年 4 月 1 日施行)

県が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託（以下「県工事等」という。）の契約に係る指名停止等の措置の運用については、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に定めるもののほか、下記の基準によるものとする。

記

1 第 2 条関係

- ① 指名停止の始期は、原則として当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、極めて重大な措置要件に該当した有資格業者を速やかに指名の対象外とするため、予め指名保留等（指名回避、指名留保、不選定等名称は問わない。）の措置をとった場合は、この限りでない。

なお、指名保留等の期間は、指名停止期間に算入されるものとする。

- ② 指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度の指名停止措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。
- ③ 指名停止措置要件に該当した有資格業者（以下「行為者」という。）に、その原因となった行為等の後に合併や事業譲渡等の企業再編があった場合で、指名停止を受ける原因となった部門を承継した有資格業者については、当該行為者と併せて指名停止を行うものとする。

また、既に指名停止期間中である行為者が、企業再編によって実態が消滅し、指名停止を受ける原因となった部門を承継する有資格業者がある場合には、当該有資格業者に指名停止期間の残期間を引き継がせるものとする。

2 第 3 条関係

- ① 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- ② 第 3 項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないため、同項の規定に基づく指名停止については、第 4 条第 2 項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

3 第4条関係

- ① 有資格業者が、別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- ② 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 第5条関係

- ① 有資格業者が短期加重措置の対象となり、かつ第5条各号の一に該当することとなった場合は、短期加重措置の後、加重するものとする。
- ② 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- ③ 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第2号及び第3号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 別表第1関係

- ① 低入札価格調査を行った県発注工事において、過失による粗雑工事（第2号関係）の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3か月とする。
- ② 一般工事等における過失による粗雑工事（第3号関係）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- ③ 県工事等に係る契約違反に当たる行為とは、一括下請負や工事施工に必要な報告を怠った等が考えられるが、契約違反の事実のみではなく、発注者である県との信頼関係を明らかに損なわせ、県が行う監督・検査業務執行を妨害するなど、契約の相手方として不相当と認められる場合とする。

なお、当該措置要件については、一般工事等には適用しないものとする。

- ④ 公衆損害事故又は工事関係者事故が、次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止は行わない（第5号から第8号まで）。

イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合

ロ 事故の原因が第三者の行為によるものと認められる場合

- ⑤ 県工事等における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認める場合とは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当と認められる場合には、これによることができる。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- ⑥ 一般工事等における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められる場合とは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

6 別表第2関係

- ① 代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（第1号関係）とは、「専務取締役以上」の役付取締役とする。
- ② 一般役員等とは、代表役員等以外の役員である常務取締役などのほか、支店長、営業所長など、常時請負契約の締結権限を有する事務所の長を指すものとする。
- ③ 使用人とは、一般役員等以外のものをいい、副支店長や支店長代理などの肩書きで契約締結権限のない職務者は全てこれに含まれるものとする。
- ④ 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号関係）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- ⑤ 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第4号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- ⑥ 第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該規定の適用がある場合における指名停止の期間が第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、措置要領第4条第3項の規定を適用するものとする。
- ⑦ 「業務」（第4号及び第10号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- ⑧ 建設業法違反行為（第8号及び第9号関係）について、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（知事が軽微なものと判断した場合を除く。）

- ⑨ 建設業法違反行為のうち、第9号で指名停止を行うものについては、原則として関東各都県内で発生した違反行為を対象とする。ただし、経営事項審査申請書等に虚偽

の記載をし監督処分がなされた場合は、対象地域を全国とした上で、指名停止期間の考え方についても第8号を準用するものとする。

- ⑩ 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第10号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 県工事等に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合（一般工事等には適用しない。）

- ⑪ 不正又は不誠実な行為（第10号及び第11号関係）で指名停止を行うものについては、原則として関東各都県内で発生した行為を対象とする。

- ⑫ 暴力団及び暴力団員（第12号から第16号まで）とは、次のとおりとする。

イ 暴力団

その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する団体）をいう。

ロ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

- ⑬ 暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者をいう。）による不当介入を受けた工事の請負者が、警察への通報等及び発注者への報告を怠った場合は、第10号の措置要件に該当するものとして指名停止を行うものとする。この場合、指名停止期間については、措置要領第4条第3項に規定する「情状酌量すべき特別の事由がある」ものとして、原則として2週間とする。

なお、著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず、指名停止を行わないこととした場合は、措置要領第9条の規定に基づき、書面による注意の喚起を行うものとする。

・暴力団準構成員

暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

・暴力団関係業者

暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものをいう。

- ⑭ 役員等（第12号から第16号まで）とは、代表役員等及び一般役員等をいう。

- ⑮ 第12号における「有資格業者の経営に事実上参加している者」とは、次の者をいう。

イ 株主又は社員として、事実上経営を支配していると認められる者

ロ 顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められる者

ハ 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計にあると認められる者

- ⑯ 暴力団等（第12号から第16号まで）の措置要件により指名停止を講じようとする場合は、「栃木県建設工事等からの暴力団員等の排除に関する合意書」第3条の規定に基づき、予め栃木県警察本部刑事部長の意見を聴くものとする。

附 則

この基準の改正は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。